

とちぎ知的財産活性化懇談会設置要領

(目的)

第1条 本県のものづくり産業における知的財産、特に産業財産権に関する産学官の取り組み（創造、保護及び活用）の方向性を示す「とちぎ知的財産活性化推進方策」（以下「方策」という。）の見直しを含めた、これからの知的財産施策に関し、有識者から意見を徴するための「とちぎ知的財産活性化懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 懇談会は、本県の知的財産施策について以下の事項を検討する。

- (1)現状と課題の把握に関すること。
- (2)産学官の目指す方向性に関すること。
- (3)その他知的財産施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員8名以内をもって構成する。

- 2 委員は、産学官のうち知的財産の専門的知識を有する者から知事が委嘱又は任命する。
- 3 懇談会には、会長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(運営)

第4条 懇談会は、会長が召集し、主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会長は、必要に応じ懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、栃木県産業労働観光部工業振興課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月29日から施行する。